

Title	松村高夫・矢野久編著『大量虐殺の社会史：戦慄の20世紀』
Sub Title	
Author	米田, 綱路(Yoneda, Koji)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2008
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.101, No.2 (2008. 7) ,p.391(189)- 394(192)
JaLC DOI	10.14991/001.20080701-0189
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20080701-0189

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



松村高夫・矢野久編著

『大量虐殺の社会史
——戦慄の 20 世紀——』

ミネルヴァ書房，2007 年，442 頁

二〇世紀という時代にあつて人類は、人間が人間を大量虐殺するという経験を、幾たびとなく経てきた。虐殺の実行者、犠牲者についてはいうまでもない。直接の加担者ではないと信じつつも、私たちは往々にして、虐殺の事実を意識的、無意識的にやり過ごす傍観者の存在であることができた。虐殺の過去をそのまま過ぎ去らしてしまうことも、傍観者の未必の故意といって過言ではない。

未必の故意は、虐殺の過去を相対化する現在にまで及んでいる。そして近代的ヒューマニズムは、ポストモダニズムの挑戦をまつまでもなく、同じ近代の産物である生物・化学兵器が引き起こした人間の大量虐殺や工業的抹殺に直面して、すでに相対化、脱中心化されていたといえる。

「記憶の暗殺者たち」による歴史修正主義やホロコースト否定論は、こうした過去を背景に登場してきた。しかし、松村高夫・矢野久編著『大量虐殺の社会史』を読んで再認識するのは、そこから虐殺の「記憶」をめぐるメタ・ヒストリーや実行者、犠牲者、傍観者のナラティブに関心を向けるのではなく、歴史認識に基づいて個々の歴史的事実を検証し、虐殺の過去をトータルに再構成することの必要性である。問題はあくまで、現在の「記憶」をめぐる議論ではなく、過去の「歴史」にある。

本書に触発されたのは、二〇世紀に引き起こされた個々の虐殺についての研究もさることながら、虐殺の過去を捉える歴史認識の問題についてだった。そして何より、過去と向き合う歴史家の姿勢

だった。

ナチズムによるユダヤ人絶滅政策を追究した歴史家、ラウル・ヒルバークは、大著『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』を刊行したのち、ユダヤ人虐殺の実行者と犠牲者のみならず、虐殺に関与していないように見える傍観者に論及した。その成果は『実行者、犠牲者、傍観者』にまとめられている。ナチズム体制に生きた人間はユダヤ人虐殺をめぐる、この三つの分類のいずれかに属したのである。

そのことは全体主義体制下のみならず、虐殺の過去に関わる現在においても該当する。「記憶の暗殺者たち」とサヴァイヴァー、そして傍観者の三つがそうである。しかし、この『実行者、犠牲者、傍観者』で叙述されているのは、メタ・ヒストリーではない。虐殺の原因とそのプロセス、その結果と影響という歴史の構成である。

つまり問題は、実行者とサヴァイヴァーの「記憶」ではない。むしろ歴史研究において重要なのは、たとえば傍観者についていえば、彼らが虐殺によって空いた住居や仕事のポジション、遺された資産などの利得を得た「受益者」であり、加担者であるという事実だった。それは、歴史的事実の究明によってしか明らかにならなかったことである。

倫理的問題である以前に、歴史的事実の究明によって明らかにされる問題がある。とりわけモラルと責任が問われる問題は、裁判がそうであるように、まず事実の究明がなされねばならない。罪責の有無や量刑は、その究明をまてからの話である。実行者の責任、被害者に対する応答責任の如何という問題は、その後で惹起し、提起されるものだ。

しかし、事態は往々にして逆転してしまう。さらに「記憶」をめぐるメタ・ヒストリーやナラティブの分析では、こうした事実の究明という問題は、すっぽりと抜け落ちる。

虐殺の過去は、実行者に連なる支配的な政治権力の利害関係によって、今日に至るまで、隠蔽や相対化といった政治に晒され続けてきた。戦後ド

ドイツの「過去政策 (Vergangenheitspolitik)」が端的に示すとおりである。サヴァイヴァーにとって、過ぎ去ることのない過去は生々しい記憶であり続ける。他方、現実政治やナショナル・ヒストリーの「正常化」をもくろむ人びとにとって、過ぎ去ろうとしない過去は厄介であり、悪魔払いしたい。傍観者にとっては、当事者であることを感じない過去のままであり、忘却と無関心によって、風化を後押しするような過去であり続ける。

大量虐殺の二〇世紀は、こうした三者の連関する歴史的事実の磁場に存在している。では歴史学は、どのようにしてその関係をトータルに把握し、叙述するのか。過ぎ去ることのない記憶と、過去を過ぎ去らせようとする現実政治のはざまで、それらの力の磁場にゆがめられることなく、過去をどのように「歴史化」するか。実行者と犠牲者、傍観者が構成する政治的な磁場、モラルと責任が深く関係する感情的な磁場に分け入りながら、「参与的超然」ともいえる主体的な姿勢で、歴史家は過去をどのように実証主義的に再構成するか。

『大量虐殺の社会史』は、そうした難しい課題に取り組んだ論文集だといえる。ドイツにおけるユダヤ人虐殺、クロアチアにおけるセルビア人虐殺など、ヨーロッパの事例だけではない。インドネシア共産党の撲滅やカンボジアにおける虐殺、ルワンダのジェノサイドやグアテマラ、メキシコにおける虐殺など、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ地域にわたる事例が論及されている。のみならず、大量虐殺に加担した医学の犯罪についても、一章が設けられている。

編者の一人である松村高夫氏は、二〇世紀に生じた大量虐殺のなかから重要な事例を選び、それが発生した原因を歴史的な脈のなかでとらえ、虐殺の経緯を再現することが本書の狙いと述べる。さらに虐殺がもたらした結果、それが及ぼした影響を明らかにすることで、虐殺の全体史を構築すると述べている。

全体史としての歴史記述は、過去を「歴史化」

し、それを再構成することによってしか可能とならない。最大の課題は、現在を生きる歴史家の歴史認識と、その視点からなされる過去の把握との関係に存在している。

「歴史化」とは、いうまでもなく過去の相対化と同じではない。むしろ、意図的な相対化に抗するものである。ナチズムの過去を過ぎ去らせることによって、ナショナル・ヒストリーの「正常化」をもくろんだ西ドイツの歴史家、エルンスト・ノルテやアンドレアス・ヒルグラーバーたちは、過ぎ去ろうとしない過去を相対化しようとした。一九八六年に始まった歴史家論争の争点の一つは、この相対化とナチズムの犯罪の絶対性をめぐるのであり、そこでは歴史的事実よりも道徳的、倫理的問題が前面に押し出されがちだった。

白熱する歴史家論争の影に隠れて、あまり論及されることがないが、すでに前年の八五年、ドイツ現代史家のマルティン・プロシャートは、ナチズムの「歴史化」を主張していた。それは、ナチズムの犯罪の絶対性によって歴史研究を束縛するのではなく、歴史の対象化や比較研究を進めて、その特徴をトータルに把握することをめざすものだった。たとえばポリシェヴィズムとの比較は、ノルテたちが主張したような、ユダヤ人虐殺がスターリニズムのクラーク追放や大テロルに対するリアクションであったというような、相対化の口実ではない。比較することで、ナチズムとポリシェヴィズムをはじめとして、二〇世紀に引き起こされた虐殺の全体史を構築するという、実証主義的研究にとって不可欠の方法である。

そうした「歴史化」をめざす本書は、具体的な虐殺の事例研究の単なる集成にとどまらない。さらに進んで編者たちは、比較研究を進める上での歴史認識問題に分け入っている。大量虐殺の社会史研究においては、そのベースとなる歴史認識、歴史学の方法に関する考察を避けて通ることはできず、こうした歴史学の方法論なくして、大量虐殺の全体史を記述することは不可能だからである。

とりわけナチズムのユダヤ人絶滅政策は、相対

化の観点からではなく、またかつての全体主義論などがそうであったイデオロギー的な観点からでもなく、歴史化による実証主義的研究と全体史の構築という観点から、ポリシェヴィズムの農業集団化とクラーク絶滅政策、スターリニズムの大テロルと粛清といった大量虐殺との比較研究がなされねばならない。さらに、ホロコーストだけを抽出し、絶滅の「記憶」をめぐるメタレベルの言説分析に向かうのではなく、本書の第二章「ドイツにおけるユダヤ人虐殺（一九四一～四五年）」で矢野久氏が述べるように、絶滅と労働という観点からユダヤ人絶滅と強制収容所体制、ソ連人などの外国人強制労働体制との構造的な連関を解明することへと向かう。

こうした大量虐殺の比較とその構造の社会史研究は、これまで十分になされてきたとはいいがたい。たとえば一九九七年、フランスでステファン・クルトゥアやニコラス・ヴェルトらの『共産主義黒書』が刊行され、フランス本国はもとより、東独の全体主義体制という過去の克服問題を引きずる統一ドイツでも、この本をめぐって特に活発な議論が続けられた。だが、それは往々にして、比較研究というよりも、崩壊した現存社会主義体制とコミニズムの犯罪を暴くというイデオロギー的バイアスの強いものだった。

旧共産主義圏の諸国における虐殺の社会史研究は、いまだ緒についたばかりである。『大量虐殺の社会史』では、大村次郎氏の第六章「カンボジアにおける虐殺」がそれに該当する。また反共主義的な虐殺をめぐるのは、倉沢愛子氏の第五章「九・三〇事件（一九六五年）とインドネシア共産党撲滅」が論じている。近年にはアン・アブルボームの『グラウゲ——ソ連集中収容所の歴史』（川上洗訳、白水社）やロバート・コンクエストの『悲しみの収穫——ウクライナの大飢饉 スターリンの農業集団化と飢餓テロ』（白石治朗訳、恵雅堂出版）も邦訳されたが、『大量虐殺の社会史』をさらに増補していく、旧ソ連をはじめとする二〇世紀の虐殺研究は、これからの課題である。

ポストモダン的な歴史学、および現代思想のディスクールからなされてきた「戦後歴史学」批判がそうであるように、歴史学は、歴史的事実というものの自明性に関する認識をゆさぶられてきた。編者も述べておおり、「言語論的転回」以降に構築主義が隆盛し、言説の外に指し示される事実というものの素朴实在論が疑義に晒されたのである。いわゆる事実など言語によって構築されたものにすぎない、歴史もまた言説であってエクリチュールの外に事実などないといった批判もなされてきた。

現代の歴史学が直面する危機は、それだけではない。歴史学はグランドセオリーを失って、既に久しい。マルクス主義を有力な基盤とする歴史の発展段階論、ウェーバーに依拠した近代化モデルや市民社会論などをはじめとする既成の歴史理論が色あせ、総合的に過去を把握する理論的枠組が崩れる一方、新たなグランドセオリーを作り出すことができないでいる。史料批判に基づく歴史学は、ますます研究対象の細分化へと向かうばかりの様相を呈している。

しかし、歴史的事実を総合化する全体史の志向性なくしては、ポストモダン史学からの批判には答えられない。またグランドセオリーがなければ、過去の社会構造や構成、史的展開のプロセスを跡づけることはできない。全体史の構築とその記述は、それゆえ必然的に、歴史認識と歴史方法をめぐる問題にどう取り組むか、という課題を担わざるをえない。全体史を構築しようとする本書が、歴史認識と歴史の方法論に力点を置いているのは、そのためである。そして、その上で本書が採るのは、書名に見られるとおり、社会史のアプローチによって大量虐殺の過去を記述する方法である。

たとえばドイツの場合、史学史的に見れば一九世紀以降、ランケの「それが本来あったままに（wie es eigentlich gewesen）」明らかにするという、歴史主義と厳密な史料批判に基づいた伝統的な正統派史学が支配的な位置を占めてきた。それに対し、一九六〇年代に入ってハンス-ウルリヒ・ヴェーラーたちの社会史派が登場し、従来の政治

史中心の歴史記述ではなく、経済構造や社会分析に重きを置く社会構造史が、従来の歴史主義的な正統史学に対峙するようになった。

矢野氏が終章「虐殺の研究とその克服」で述べるように、政治史や外交史に偏る歴史主義に対しては、さらに「下からの歴史」としての日常史が登場してきた。それらは、神の目のような視点から現在とは切れた過去を俯瞰するのではなく、歴史家が生きる現在の問題関心から、過去を再構成していく歴史学である。

大量虐殺という二〇世紀の近い過去へのアプローチは、個別的な出来事的具体性から出発し、歴史家が主体的にその過去を再構成していく、社会史的な手法がふさわしいと編者はいう。歴史研究も歴史叙述も、純粋に客観的ではありえないといえ、現在に生きる歴史家が、それでもなおかつ実証主義的に歴史的事実を明らかにし、日常史と社会構造史の「結節点」(矢野氏)を追究する姿勢を堅持する。それが、大量虐殺の過去に向き合う彼らの取り組みの位置を示している。

現在の歴史学をめぐる流行は、「歴史から記憶へ」と進んできた。つまり歴史的事実ではなく、現在の「記憶」をめぐる言説・ナラティブの分析が、ホロコースト研究にも影響を与えている。編者たちの危機感は、そうしたなかで「事実は何なのか」を追究する姿勢が弱まってしまうという点にある。つまり、歴史的事実に対する認識と切れ、歴史学がメタ・ヒストリーへと傾斜することに対する危惧である。

そのことはすでに一〇年余り前、編者の松村氏が、弁護士の新井章・渡辺春己両氏、ジャーナリストの本多勝一氏らと執筆した『「事実」をつかむ——歴史・報道・裁判の場から考える』(こうち書房、一九九七年)で指摘した問題だった。大量虐殺という犯罪の現代史を対象とする歴史学は、「過ぎ去ろうとしない過去」「いまだ歴史化されざる歴

史」との対峙を求められ、事実の追及と究明をゆるがせにすることはできない。それにはジャーナリズムとの協働や、司法への参画という実践的な課題に取り組まなければならない。松村氏が家永教科書裁判で証人となり、七三一部隊の人体実験と細菌戦の被害者補償裁判に関わったことは、その実践の証だった。それは、ポストモダン史学においてはありえない、研究と実践を両輪とする歴史学の方法論だった。

その意味で、昨年刊行された松村高夫・矢野久編著『裁判と歴史学——七三一細菌戦裁判を法廷からみる』(現代書館、二〇〇七年)と本書『大量虐殺の社会史』を併読することで、歴史家としての編者たちの姿勢はいっそう鮮明になってくる。この二書に通底するのは、歴史学の歴史認識、そして歴史学の課題を現在の研究動向の批判的検討をとおして問う、編者の問題意識である。

大量虐殺という歴史的事実、それを引き起こした支配的な政治権力によって隠蔽されてきた。本書を通読しても、そうした隠蔽の事例には事欠かない。しかも隠蔽のみならず、その政治権力が事実究明を阻害し、阻止する事例もまた枚挙に暇がない。

その力が渦巻く磁場にあって歴史学は、みずからが歴史的事実を相対化し、結果的には政治権力に加担し、翼賛するような「自由」を喧伝するのではなく、ポストモダニズムからの批判に応えながら、政治権力を批判しうる主体性をもったディシプリンのあり方を切り拓くことが要請されている。

文書中心主義の限界を超えて、聞き書きや取材、現地調査を含めた記録作業の協働をしていくという課題は、大量虐殺の史的研究がもっとも必要とするものである。その意味で本書は、こうした要請に応える問題提起の書であるといえることができる。

米田 綱路

(図書新聞 スタッフ・ライター)